

東京都女子サッカーリーグ規約

第1章 総 則

第1条 このリーグは、東京都女子サッカーリーグという。(以下本リーグと称する。)

第2条 本リーグは、公益財団法人日本サッカー協会の憲章に基づき、公益財団法人東京都サッカー協会の統轄を受ける。

第3条 本リーグの規則は、毎年公益財団法人日本サッカー協会より発行される「サッカー競技規則」の当該年度分に基づき運用されることを原則とする。

第4条 本リーグの事務局は、委員長の指定場所に置く。

第2章 目的

第5条 本リーグは、加盟チームがリーグを通じて、東京都女子サッカー界の水準向上を期し、女子サッカー競技の普及に努めるとともに、加盟チーム相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第6条 本リーグは、第5条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 東京都女子リーグ戦の実施
- ② その他、本リーグの目的達成に必要な事業

第4章 組織

第7条 本リーグは、公益財団法人東京都サッカー協会規約細則第20条に規定された女子の種別に登録されたチーム(但し、なでしこリーグ、及び少年部に加盟しているチームを除く)のうち、中学生以上の女子のみで構成され、東京都女子サッカー連盟に加盟したチームをもって構成する。

第8条 本リーグに加盟を希望するチームは公益財団法人東京都サッカー協会規約細則第22条に従い、4月の指定する日までに、東京都女子サッカー連盟にチームと選手を登録し、本リーグの定める日までに、所定の申請用紙に記入し、本リーグ事務局に提出しなければならない。

第9条 本リーグのクラス別組分けは、次のとおりとする。

一般の部 1ブロック・10チーム構成とし、最下部のみ10チーム以上の場合複数ブロックとする。
但し、関東リーグより降格チームがあった場合、1部リーグにて調整をする。

高校の部 1ブロック・10チーム構成とし、最下部のみ10チーム以上の場合複数ブロックとする。

U15リーグ 1ブロック・10チーム構成とし、最下部のみ10チーム以上の場合複数ブロックとする。

第5章 リーグ統括委員会

第10条 本リーグではリーグ統括委員会のもと、年代別カテゴリー部会によって運営される。

- ① リーグ統括委員長
- ② 各カテゴリーリーグ担当者

第11条 リーグ統括委員長は、東京都女子サッカー連盟常任委員であるリーグ統括責任者が行う。リーグ統括委員長は、本リーグを代表し会務を総理する。各カテゴリーリーグ担当者の中より、統括副委員長を定め、統括副委員長はリーグ統括委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

第12条 リーグ統括委員長及び各カテゴリー担当者の任期は1年とする。但し、重任は妨げない。任期途中で交替した場合は、前任者の残存期間とする。

第6章 会議

第13条 リーグ統括委員会は、必要に応じてリーグ統括委員長が召集する。但し、各担当者の3分の1以上が会議開催の理由を提示し要求したときは、リーグ統括委員長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

第14条 リーグ統括委員は、リーグ統括委員長、各カテゴリーリーグ担当者をもって構成し、下記の事項を処理する。

1. 本リーグ全体の事業計画
2. 本リーグ全体の予算並びに決算
3. 本リーグ全体の運営方針
4. 本リーグ全体の事業の推進、及び記録
5. 本リーグに関する賞罰の裁量並びにその処理
6. その他、本リーグに関する重要決定事項

第7章 会計

第15条 本リーグの加盟チームは、別に定めるリーグ参加費及び運営費を納入しなければならない。

第16条 本リーグの経費は、下に掲げるもので支弁する。

1. 連盟事業費
2. 運営費
3. 事業収入
4. 寄付金
5. その他の収入

第17条 本リーグの会計は、各部ごとに行い、女子サッカー連盟経理及び運営委員会の承認を得る。

第18条 本リーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 補則

第19条 本規約並びに付随する細則は、東京都女子サッカー連盟の承認を得ないで改廃することはできない。

第20条 本規約に基づくリーグの運営及びリーグ参加費、運営費は、別に定める東京都女子サッカーリーグ運営要項による。

第21条 本規約は、平成2年4月1日から実施する。

21-2、本規約は、平成3年3月11日に一部改正し、同年4月1日より実施する。

21-3、本規約は、平成5年4月3日に一部改正し、同日より実施する。

21-4、本規約は、平成6年4月2日に一部改正し、同日より実施する。

21-5、本規約は、平成7年6月17日に一部改正し、同日より実施する。

21-6、本規約は、平成8年6月1日に一部改正し、同日より実施する。

21-7、本規約は、平成12年5月20日に一部改正し、同日より実施する。

21-8、本規約は、平成16年4月1日に一部改正し、同日より実施する。

21-9、本規約は、平成17年5月14日に一部改正し、同日より実施する。

21-10、本規約は、平成19年5月19日に一部改正し、同日より実施する。

21-11、本規約は、平成21年5月30日に一部改正し、同日より実施する。

21-12、本規約は、平成23年5月28日に一部改正し、同日より実施する。

21-13、本規約は、平成24年5月26日に一部改正し、同日より実施する。

21-14、本規約は、平成28年5月14日に一部改正し、同日より実施する。